

## 勧告に係る措置状況報告書

公益財団法人 全日本柔道連盟

**1.1 全柔連の公益目的事業である「柔道の普及・振興事業」(特に選手強化・育成、指導者養成などを内容とする「競技者・指導者の育成」や「競技会の開催」等)の実施に当たり、現場における競技者や指導者の生の声を聴き取る仕組みを設けること等を通じて、競技者等の育成・強化のための「技術的能力」(暴力等の不当行為に依存することなく競技者等を適正に育成することを組織的に実施し得る能力)を回復し、確立すること**

「技術的能力」の回復と確立のために、本法人(以下、「全柔連」という)は以下のような措置をとった。

### 1. アスリート委員会(選手委員会)の設立

選手の声が全柔連の幹部に伝わり、運営に反映される仕組みを構築するため、平成25年8月1日にアスリート委員会を設置した。現役強化選手および強化選手を引退して8年以内の者(年齢としては大体30代後半まで)から男女同数の委員を選出し、互選により選ばれた委員長が理事職に無い場合は、委員長を理事として推薦することにより、選手の意見が組織の運営に直接反映される仕組みである。また「形」と「視覚障害」の選手からの代表も委員会に加えることにより、より多様な意見を連盟の運営に反映させるよう図った。

この委員会メンバーを核として、現役或いは引退した選手が社会貢献活動に積極的に関わっていくための拠点にすること、さらに、若い委員たちがこの委員会で議論を積み重ねることにより、連盟の業務や組織の運営全般に対する知識を高め、コンプライアンスや組織のガバナンスを実践の中で学び、連盟の将来を担う人材を育成、輩出することも視野に入れている。

アスリート委員会の扱う議題は、ドーピング防止に関する事、女子選手の役割の拡大に関する事、現役引退後の選手の生活設計に関する事、オリンピック・ムーブメントを初め、柔道やスポーツに関わる教育に関する事、柔道の普及、とくに子供やジュニア層への普及に関する事、国際交流に関する事、社会貢献に関する事、社会に於けるロールモデルとしての選手の役割に関する事、環境問題に関わる事、JOCアスリート委員会との連携に関する事などである。委員会規程と当初の委員のリストを添付する。(添付資料①) 第1回のアスリート委員会は本年9月26日(木曜)に開催を予定している。

日本の競技団体でアスリート委員会を持つのは、卓球、体操などごく限られており、多くの競技統括団体にはアスリート委員会が存在しない。選手たちが自ら委員を選出できるアスリート委員会を全柔連が設置することは、組織内の意思疎通の改善とガバナンスの回復に資するものと考えられる。

平成25年3月19日付のJOCの改善勧告では、「全柔連上層部が選手の生の声を汲み上げ、組織の意思決定に反映できる仕組みを構築すること」が求められており、また今回、公益認定等委員会から求められた「現場における競技者や指導者の生の声を聴き取る仕組みを設けること」に応え、この勧告の趣旨を具現化・制度化したものである。

### 2. オリンピックなど国際大会出場選手選考の基準と手続きの明確化

代表選手選考の判断基準をできるだけ客観化し、選考手続きをあらかじめ定めておくことにより、指導者に直言すると選考から外されるのではないかという選手の不安や疑念を除き、ひいては選手の明確な目標設定を可能にするため、「オリンピック、世界選手権への日本代表選手選考基準」を定めた。これにより選手選考は、強化委員会が「選考基準」に定めた試合の結果及びその他の条件に基づき定められた手続きに則って判定が行われ、意見が分かれる場合には多数決で決定することになる。また当該大会に出場権のあるすべての選手は、自らが選考された（或いはされなかった）理由の説明を強化委員会に対して求める権利を有する。さらにその説明に選手が納得しない場合には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（J S A A）の仲裁に訴える権利を保障し、全柔連はJ S A Aの仲裁を応諾することも明記した。基準の内容は添付のとおりであり、（添付資料②）平成25年9月から実際に適用を予定している。

平成25年3月12日付の暴力問題に関する第三者委員会の報告では、「ナショナルチームへの選手選抜、代表選手選抜の際の説明責任」が、また平成25年3月19日付のJ O Cの改善勧告では、「オリンピックをはじめとする国際大会の代表選手選考の判断基準をできるだけ客観化し、可能な限りあらかじめ定めておくこと。選考の理由を選手の所属チームや選手本人（選出されなかった選手を含む。）に開示して、代表選手選考の透明性を高めること」が求められており、これらの報告や勧告の趣旨を具現化・制度化したものである。

### 3. 「暴力の根絶プロジェクト」の実施

女子柔道での暴力事件を受け、柔道の指導や稽古における暴力の根絶を、子どもから日本代表までのあらゆるレベルと全国のすべての地域を対象に行うべく平成25年4月に山下泰裕理事（当時）をリーダーとしてプロジェクトチームを結成し、以下の施策を既に実施、或いは以下に記載の時期までに全国規模で実施してゆく。

#### ① 全国レベルでの指導者との対話の実施

この実施チームは全国で行われる主要な大会に出向き、各レベルの指導者と対話する機会をすることにより、暴力を使わない指導を呼びかけ、現在もそれを継続している。平成25年5月の全国少年柔道大会を皮切りに、本年8月末までに実業団、学生、高校生、中学生のそれぞれの全国大会など8大会に山下理事等プロジェクト委員が出向き指導者との対話を行った。今後も各種大会や国民体育大会などで対話を実施する。これは「柔道女子暴力的指導に関する第三者委員会報告」の提言にある「明確な指導方針の提示とその徹底」の趣旨に沿って実施しているものである。

#### ② 「暴力」の定義と「暴力」が起きた時の処分の明確化

平成25年6月11日付の「暴力根絶に向けて」の文書により、「暴力」の意味と範囲の定義を整理して明確にし、また「暴力」が起きた時の処分については競技者規程第7条及び登録規程第18条に則って行うことを明らかにした。処分は口頭による注意から始まり、もっとも重いものは全柔連会員登録の抹消までの5段階とした。また処分権限の一部を、現場を抱える都道府県柔道連盟など加盟団体に移譲し、迅速な処分ができるとともに全柔連への報告義務を課す仕組みとした。9月1日よりの実行を目途に、現在各都道府県柔道連盟（協会）及び加盟団体に内容を周知している。

#### ③ 暴力通報窓口の設置

全柔連及び加盟団体に通報を受付ける窓口を設置すると同時に、第三者窓口を設け、被害者が告発しやすいようにする。また、過去に競技大会の際に暴力が振るわれたという報告があったことか

ら、大会期間中は大会事務局に窓口を設置して対応することを平成25年9月開始を目途に準備を進めている。更に、こうした通報窓口の存在について、選手を含む関係者への周知を継続的に図っていく。

#### ④ セクハラ調査

平成25年7月に福岡で行われた金鷲旗高校柔道大会、及び8月の全国高校総体で女子選手を対象にセクハラの有無などを聞く無記名のアンケート調査を行い約2千件の回答を得た。この結果を研究者とともに分析し、その結果を基に平成25年末を目途にセクハラ防止のガイドラインを作成する予定である。こうしたアンケート調査を通じて、セクハラ等の不当行為の実態を全柔連として把握し、今後の防止活動に役立てるとともに、このアンケート調査自体が柔道指導者らに対し相当程度の抑止的効果をもたらすものと期待し得る。

#### ⑤ 暴力根絶宣言の発表

平成25年8月14日の理事会で暴力根絶宣言文案を可決し、今後、さまざまな柔道大会のパンフレットに掲載するなどして、暴力根絶に向けての全柔連の決意を全国の柔道指導者などに周知する。宣言文の内容を添付する。(添付資料③)

#### ⑥ 暴力根絶啓発ポスター

平成25年8月12日の常務理事会で暴力根絶啓発ポスター案が承認され、今後全国の柔道大会会場、練習場などに掲示する。このことにより、柔道関係者らに対し暴力が悪であるとの意識を視覚的に喚起させ、以て柔道界における暴力事件を根絶させる手段のひとつとする。ポスターの見本を添付する。(添付資料④)

### 4. 監督、コーチ選任基準と手続きの明確化

監督の選任は、公表されている登用基準に基づき選考委員会による公正な審査を行い理事会の議決を経て決定をすることとした。コーチングスタッフに関しては、公表されている登用基準に基づき選考委員会による公正な審査を行い、強化委員会の議決を経て透明性のある決定をすることとした。これらの変更は本年6月11日の理事会で審議され了承された。

### 5. 女性を初めて女子強化部長に任命

平成25年3月、女子強化部長のポストにバルセロナ五輪メダリストの増地千代里が女性として初めて就任し、強化副委員長も兼任することとなった。この措置により、従来男性に偏っていた強化委員会に女性の視点を導入して風通しの良い選手強化の組織作りを図るとともに、女子選手の意見が指導者に伝わりやすくした。

**1.2 全柔連の公益目的事業である「柔道の普及・振興事業」(特に選手強化・育成、指導者養成などを内容とする「競技者・指導者の育成」や「競技会の開催」等)の実施に当たり、現場における競技者や指導者の生の声を聴き取る仕組みを設けること等を通じて、競技者等の育成・強化のための、「経理的基礎」(必要な費用を適切に計上し、透明性をもって管理すること及び助成金等を受け入れる場合のコンプライアンスを徹底すること。)を回復し、確立すること。**

「経理的基礎」の回復と確立のために、全柔連は以下のような措置をとった。

1. すべての助成金等申請について、今後は常務理事会の承認を経て理事会に報告する手続きを踏むことにより申請の適正さを確保する。

2. 助成金等を受け入れる場合のコンプライアンス確保のため、JOCが平成25年5月30日付で加盟団体に実施を求めた「補助金等適正使用ガイドライン」に定める各項目を実施し遵守する。

特に、国庫補助金等の適正な運営・管理を行うためには、

- ・ 助成金に関する実務を担当する職員1名を専属で充てることとし適正な管理を図る
- ・ 予算執行を適切かつ効率的に管理するとともに、担当役職員と強化スタッフ等、当事者以外によるチェックが有効に機能する財務会計システムを構築する
- ・ 支出財源を特定し、予算執行、事業計画の遂行状況を確認する
- ・ ルールと運用実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持出来ているか、常に見直すなどを既に実施或いは今後実施してゆく。また不正防止のためには、
- ・ 国庫補助金等の適正な管理のため、「強化留保金」の部分で後述するように、コンプライアンス専従職員を配置する措置を取った。

### 3. コンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会の設置

助成金等の受け入れなども含むコンプライアンスを徹底するため、コンプライアンス担当理事とコンプライアンス委員会を設置する。担当理事はコンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。

担当理事はコンプライアンスに関して、①施策の実施の最終責任者であると同時に、②違反事例の対応の統括責任者、すなわち監察を担当し、③理事会に対するコンプライアンスの状況の報告の責任も持つ。

また、コンプライアンス委員会は、①施策の検討と実施、②施策の実施状況のモニタリング、③違反事案についての分析・検討、④違反再発防止策の策定を行う。これらの施策は平成25年9月より実施の予定である。

## 2.1 問題の認められた助成金6,055万円について、(独)日本スポーツ振興センターとの協議が整い次第速やかに返還すること。

「問題の認められた助成金6,055万円について、独立行政法人日本スポーツ振興センターとの協議が整い次第、同センターに対する返還を速やかに実施すること」については、以下のような措置を講じた。

全柔連が設置しその結論を受け入れた「振興センター助成金問題に関する第三者委員会最終報告書」に基づき問題があると認められた助成金6055万円の返還方法について、全柔連は平成25年8月9日に独立行政法人日本スポーツ振興センターと合意し、8月14日の理事会でこの合意に基づく支払いを承認した。日本スポーツ振興センターの請求の期限は平成25年8月29日であり、全柔連は平成25年8月26日に全額を返還した。

## 2.2 当該返還により全柔連に生じた損害について、責任の所在に応じた法人としての賠償請求等の措置を検討すること。

「当該返還により全柔連に生じた損害について、当該問題に係る責任の所在に応じた法人としての賠償請求等の措置を検討すること」については、以下のような措置を講じた。

1. 全柔連が支払った6055万円の補填に関しては、まず「強化留保金」の名目で積み立てられていた2377万5314円をまず充当し補填した。
2. 次に、「振興センター助成金問題に関する第三者委員会最終報告書」に基づき、理事会がまず金員を拠出すべきであるという、平成25年8月14日開催の理事会決議により、本件助成金問題に関与し、或いは然るべき対応をすべきであった個々の理事の責任の軽重の判定に従い、各理事個人が負担し弁済を行う。責任の軽重の判定は、当該報告書において、問題が指摘された時点の会長、副会長、専務理事、強化委員長の責任が最も重いとされたことを踏まえて行う。
3. また、監事についても業務監査に瑕疵があったという理由で金員の拠出を行う。
4. 理事と監事の拠出金は合計で約1680万円である。
5. 4と並行して、「振興センター助成金問題に関する第三者委員会最終報告書」で指摘された期間に日本スポーツ振興センターからの助成金を受給した62名は、受給額の一部を任意で拠出する。
6. 5による拠出金の合計は約2000万円の予定である。
7. 上記1から6までの措置でもさらに不足する部分がある場合には、「振興センター助成金問題に関する第三者委員会最終報告書」により問題が指摘された時点の会長、副会長、専務理事、強化委員長が最終責任を負って弁済する。
8. 問題の認められた6055万円の助成金の日本スポーツ振興センターへの返還に関しては、全柔連は一切負担せず、この件の処理のために全柔連が立て替えた金額は、平成25年度中を目途に全額を補填するものとする。

## 2.3 「強化留保金」は直ちに廃止し、再発防止策を徹底すること。

『強化留保金』は直ちに廃止し、再発防止策を徹底することについては、以下のような措置を講じた。

1. 「強化留保金」は廃止済みであり、この口座の残額は平成25年8月26日に全額、日本スポーツ振興センターへの返還のために全柔連が立て替えた金額の補填に充当した。
2. 全柔連が団体として直接受領した全ての助成金については、従来から内部の助成金審査委員会が監事及び公認会計士と連携して支出内容の審査を行っていた。しかし、個人を対象とした助成金については、従来は日本スポーツ振興センターと受給者個人との関係として法人としての全柔連が適切に関与せず、助成金審査委員会の審査対象に上ることはなかった。今後は個人対象の助成金についても審査対象とし、このような事案の再発防止を徹底する。

3. 今回問題となった留保金や積立金の再発を防ぐため、平成25年8月26日に事務局内にコンプライアンス担当の専従職員を置いた。当該職員はコンプライアンス担当理事の指示に従い業務を遂行し、「強化留保金」のような不適切な助成金の使用を予防するための役割を果たすものとする。

### 3.1 一連の事態について、執行部(会長、専務理事、事務局長)、理事会、監事、評議員会の各機関における責任の所在を明らかにし、これに応じた適切な措置を講ずること。

「今回の一連の事態における執行部(会長、専務理事、事務局長)の関与並びに一連の事態が明らかになって以降の執行部、理事会、監事、評議員会の対応について、各機関における本件に係る責任の所在を具体的に明らかにし、当該責任の所在に応じた適切な措置を講ずること」については、以下のような措置を取った。

全柔連は、「監督による暴力など不当行為に関する問題」、「助成金の受領に関する問題」に関しそれぞれ第三者委員会を設置し、執行部(会長、専務理事、事務局長)、理事会、監事、評議員会の各機関、及びその他の関係者の責任の所在を明らかにするため、事実関係をできる限り客観的に把握するよう努めてきた。

事実関係の認定では、これらの第三者委員会の最終報告、及び暴力問題に関して出されたJOCの勧告書を判断の基準として依拠する。

#### 1. 執行部、理事会、監事の責任と措置について

執行部、理事会、監事の機関として、及び執行部、理事、監事各員の責任に関して、監事は上記の事実関係の認定に基づき各機関の責任の所在について平成25年8月21日開催の第8回臨時理事会で報告した。これに従って上記各機関は以下の措置を講じた。

##### ① 執行部

代表理事である会長と業務執行理事である専務理事、それに執行部の一員である事務局長は、一連の事件に関する対応について以下の点を監事から指摘された

暴力問題に関しては、

- ・ 暴力的指導が許されないものであることは執行部も十分認識していたが、問題の本質について、特定の選手に対する特定指導者による身体的な暴力行為としてとらえ、個別的・局部的な事案としての対応を行い、全柔連全体の組織的問題として深刻に把握する視点を欠いていたこと
- ・ 特定の加害者から特定の被害者に対する謝罪、並びに被害選手からの個別的な宥恕という手順をもって問題が解決したものとして処理してしまい、当該個別事件のみの処理で終了させてしまったこと
- ・ このため被害者側の怒りが増大して、外部への公表へと繋がっていったものと考えられ、本件問題に関して執行部の認識は不十分であり、その行動は緩慢であったと言わざるを得ないこと
- ・ 暴力の問題を、全柔連全体における組織的・体質的問題として捉える視点を欠いていたこと

助成金問題に関しては、

- ・ 執行部は、従来の慣行や実情にかかわらず、事実の確認をするとともに改めて助成金の本来の目的に思いを致し、その問題点とそれに関して発生する可能性の有るリスクに気付き、その防止策を取るべきであったがそれを怠ったこと

- ・ 個人を対象とした助成金に関しても公金としての助成金であることについての認識をはっきりと持ち、助成対象指導者に対して指導等をなすべきであったにもかかわらず、それを怠ったこと

が指摘された。

- ・ 「強化留保金」の問題については、第三者委員会から指摘を受けたような不適切な管理実態に至ったことについて、金銭の管理を担当していた強化委員長の責任が最も大きい、強化スタッフの間での問題であるとはいえ、その原資のほとんどが助成金から拠出されていた資金であることから、このような状態にいたるまで気がつかず、結果として不適切な管理実態を招いたという意味で、執行部の責任は免れない。

執行部の責任に関する監事の意見表明における指摘は以上であるが、このほか「助成金の受領に関する問題」に関する第三者委員会の報告書の内容について、理事会に諮ることなく再三「修正」を求めたこと、本年5月2日付の公益認定等委員会の報告要求書に関し理事会に諮ることなく不適切な回答を提出したため再度の報告を求められたことなど、法人のために忠実にその職務を執行してきたとは言い難い点があったと言わざるを得ない。

このため、会長、専務理事、事務局長はそれぞれの責任を取って平成25年8月21日の第8回臨時理事会終了後に辞任した。

2名の副会長は業務執行理事ではないが、上記の一連の事態に際し会長への補佐が不十分であった事を監事から指摘されたために平成25年8月21日の第8回臨時理事会終了後に辞任した。

## ② 理事会

理事会は、定款に定める職務上の義務を十分に果たせなかったことが監事から指摘された。暴力問題に関しては、

最初の暴力的指導事件が本連盟の理事の所属先に属する選手を対象にしたものであり、かつ事件が平成24年10月に発覚して以降も、当該暴力問題に関して理事会で論議することもなく、その後さらに事態を拡大・悪化させたことについて理事会の責任は免れない、と指摘された。

また、助成金に関しては、

「強化留保金」は、日本スポーツ振興センターからの個人に対する助成金を強化スタッフ間で互助会的に集めて活用していたもので、理事会においても強化委員等に就任したことのある理事以外は全くその存在を知り得なかったものであり、執行部および強化委員会関係以外の理事には、強化留保金の拠出や管理に関しては直接の責任は無い、と認定しながらも、

理事会は直接には関与していないものの、全柔連の事業を展開する上で、各方面・各機関からの助成金等の収入に関する問題は、法人の運営基盤に関わる重要問題であり、これらのことに関して無関心であったということにおいて不作為の責任がある、と指摘された。

監事の意見表明における指摘は以上であるが、この他、執行部が「助成金の受領に関する問題」の第三者委員会の報告書の内容について、理事会に諮ることなく再三「修正」を求めたこと、また執行部が本年5月2日付の公益認定等委員会の報告要求書に関し理事会に諮ることなく不適切な回答を提出したため再度の報告を求められたことなどに関しても、執行部を選定し、且つその業務執行を監督する責任を有していた理事会として、責任を十分果たし法人運営を適切に遂行することができなかつたと言わざるを得ない。

このため、以上に述べたような理事会としての責任の所在を明らかにし、それに対処するため理事会は以下の措置をとった。

自らの責任を取るための措置として、平成25年6月25日付で新任された理事6名を除き、23名の理事全員が平成25年8月21日の第8回臨時理事会終了後に辞任した。

### ③ 監事

監事3名は、上記で指摘した一連の事件に関する執行部および理事会の懈怠を迅速に正せず、定款に定める理事の職務の執行の監査などその職務上の義務を適切に行えなかつたことを自ら指摘し、その責任をとる措置として平成25年8月21日の第8回臨時理事会終了後に辞任した。

## 2. 評議員会の責任と措置について

評議員会は理事・監事の選任及び解任の権限を有するガバナンス確保のための最高の責任を負う機関であり、その責任に関しても第三者委員会の最終報告により指摘されている。評議員会の責任に関しては法の趣旨により理事或いは監事が問うべきものではなく、評議員会自らが問うべきものである。

評議員会は平成25年8月21日、全柔連全体のガバナンスを高め公益認定を受けた法人として事業を適正に実施し得る体制を再構築することを目指した定款の改正案を可決するとともに、一連の事態に於ける自らの対応の検証とその責任を問う議論を行った。

定款の変更では、公益認定を受けた法人の最高議決機関として評議員会が十分に機能するよう、現在50名から70名となっている評議員の定数を削減する措置をとり、その機能を適切に発揮するための改革実施に向けての道筋をつけた。また、理事会の機能を適正かつ活発化して公益法人としてのガバナンスを高めるため、後述する常務理事会を定款上に明記し位置づけを明確にするための変更を行った。

一連の事態に対する自らの責任に関しては、評議員会が最高議決機関として、理事会と監事の責任を適切な時期に問うことができなかつた責任を負っているという点で多くの評議員の見解が一致した。それに対する措置として全評議員が即刻辞任すべきだとの提言も出たが、新体制の理事会・監事の方針を斟酌し、それに沿った形での改革を評議員会自らが行う道筋をつけてから辞任する方が建設的だという見解も出された。

評議員は、いつでも辞任して自らの責任を明らかにするという覚悟を持ちつつ、まずは定款変更により定数が削減となった評議員会の改革を、新執行部と十分な意見交換を経て実施する道筋をつけることを迅速に行うべきであるということに議論が収斂した。評議員会の改革は、後述する改革委員会（本年9月2日に第1回会合を開催）により進め、本年末を目途に改革を完了する方針である。

### **3.2 執行部(会長、専務理事、事務局長)、理事会、監事、評議員会の各機関が期待される責務を適切に果たし、法人としての自己規律を発揮することにより、公益認定を受けた法人として事業を適正に実施し得る体制を再構築すること。**

「執行部、理事会、監事、評議員会の各機関が期待される責務を適切に果たし、法人としての自己規律を発揮することにより、公益認定を受けた法人として事業を適正に実施し得る体制を再構築すること」については、以下のような措置を取った。

全柔連は、法人としての自己規律を発揮し公益認定を受けた法人として事業を適正に実施し得る体制を再構築するために、以下の具体的な方策と手段を実施した。

#### 1. 外部理事の選任

全柔連内部の「仲間意識」が不祥事の要因となったことを重視し、外部の視点を導入して法人としての健全な運営を回復し確保するため、平成25年6月25日の評議員会において、全柔連及び柔道競技と関係を持たない橋本聖子（参議院議員、JOC理事、オリンピック）と藤原庸介（JOC理事、日本オリンピック・アカデミー副会長）の2名を理事として選任した。

#### 2. 女性役員の選任

近年女子柔道選手の活躍には目覚ましいものがあるが、女性の視点を組織の運営に反映させ、多様性の確保を通じて法人としての健全な運営を回復するため、平成25年6月25日の評議員会において女性理事3名を選任した。この3名は田辺陽子（日本大学准教授、オリンピック・メダリスト）、北田典子（団体役員、オリンピック・メダリスト）、谷亮子（参議院議員、オリンピック・メダリスト）である。また、平成25年8月21日の評議員会では、監事として山口香（筑波大准教授）を選任した。

全柔連では1949年の創立以来、女性役員の選任は初めてであるが、今後は1994年に第1回世界女性スポーツ会議に於いて採択された、スポーツのあらゆる分野での女性の参加を求めた所謂「ブライトン宣言」の精神を尊重していく。

#### 3. 常務理事会の設置

会長、専務理事、事務局長が「執行部」として日常業務を執り行い、理事会の開催がこれまで通常年に3回と間隔が長い為に、執行部以外の理事の業務への直接の関与が薄かった過去の業務遂行体制を改め、理事会が本来の執行機関としての機能をよりよく果たすために、常務理事会を設置した。この会は必要に応じていつでも開催できる規定になっており、理事会の責務として行うべき業務を見極め、事前準備を的確に行うことにより、理事会が円滑かつ迅速に業務を行えることを目的にしたものである。多様な視点を積極的に導入し適正な運営と方針の策定に資するため、常務理事

会には外部理事、女性理事及び法曹家である理事の参加を必須とした。

#### 4. 評議員会の改革

評議員会メンバーのうち10名を理事会が推薦する現行の仕組みは、理事会を任命すべき評議員会メンバーを理事会が推薦するという矛盾を孕んでいるという指摘、及び柔道界以外のメンバーが評議員会に入っていない現状は、外部に開かれた透明性や、機関の独立性を確保する意味から好ましくないという指摘などに対処するため、次に述べるような措置を講ずる。

平成25年8月21日に開催された評議員会では上記の指摘に沿った形で、十分な議論が可能な程度まで評議員定数を削減する定款変更を決議するとともに、評議員会の構成の多様化を迅速に検討し改革する方針が評議員会によって示された。

この方針に従って、新理事会は評議員の代表とともに諮り、評議員選考規程などの関係諸規則の見直しを提案するとともに、評議員会が今後、上記の指摘を反映し、透明性と独立性を保ちつつ、法人としてのガバナンスを保持する上での最高意思決定機関として十分に機能するように改革推進に努める。

このための改革委員会は、評議員4名、専務理事を含む理事数名および事務局長がメンバーとなって、第1回目の会合が平成25年9月2日に予定されている。この委員会が今後の評議員会刷新などの改革の中核的役割を担っていく予定である。

#### 5. 内部通報制度の開始

全柔連における倫理規定違反や法令等に抵触する可能性のある事案の早期発見と是正を図ることを目的に平成25年8月1日より内部通報制度を発足させた。通報・相談の対象は全柔連登録者、全柔連および加盟団体の役職員とし、外部の弁護士事務所（東京都港区西新橋1-21-8-807所在のあたらし橋法律事務所）を窓口としている。

#### 6. 新たな役員体制の発足

法人としての自己規律を発揮するため、平成25年8月21日、会長、副会長、専務理事を含む理事全員（平成25年6月25日の評議員会において選任された理事を除く）が辞任した。また監事も同日全員が辞任した。これに伴い平成25年8月21日評議員会が開催され、新理事（一部再任を含む）、新監事（一部再任を含む）が選任され、公益認定を受けた法人として事業を適正に実施し得る体制の再構築に向けてスタートを切った。新理事会の体制は、添付資料⑤のとおりである。

新体制では、会長に宗岡正二新日鐵住金会長兼CEO、専務理事に元大阪府警本部長の近石康宏トヨタ自動車顧問、副会長に柔道金メダリストの山下泰裕東海大学副学長、事務局長に宇野博昌前理事がそれぞれ任に当たる。それぞれ異なった分野の者が執行部として任に当たることにより、法人としての自己規律の復活を図る。また、コンプライアンスの改善を視野に元広島高検検事長の梶木壽防衛省防衛監察監を理事に任命したほか、監事には女子柔道選手暴力問題の解決に尽力し柔道界の改革を主張してきた山口香筑波大学准教授を充てるなど、公益認定を受けた法人として事業を適正に実施し得る体制の再構築に向けた体制を敷いた。

#### 7. 新執行部の方針

「子どもたちが再び、胸を張って道場に通えるような柔道を取り戻す」をスローガンにして、公益認定を受けた法人として、ガバナンスを確保し事業を適正に実施し得る体制を再構築するという観点から、以下の項目を優先して実施してゆく方針である。

- 定数削減を含む理事会と評議員会の改革を断行し、それぞれの機関を活性化させ、本来求められている機能を十分に発揮できるようにすること
- 旧執行部による改革改善プロジェクト全体の進捗状況の点検と個々の計画の整合性を見直し
- 事務局機能の強化と、合理的かつコンプライアンスに則った業務遂行体制の再構築
- 専門委員会制度を見直し効率化して、個々の委員会が十分に機能を果たすように改善すること
- 選手、指導者、所属チーム、地方の柔道連盟などと全柔連との意思疎通のあり方を改革すること
- 柔道を取り巻く多様なステークホルダーの意見を聴き、連盟の運営に反映させること
- 国際柔道連盟との連携を強化し、十分な国際的発言力を持てるようにすること

#### **4.1 上記の措置を平成25年8月末日までに講じ、行政庁に報告すること。**

勧告の趣旨に沿って記載の措置を講じた。改革は現在進行中のものもあり、また新執行部の手で新たに計画されているものもあるが、現在の状況を上記のとおり報告する。本報告の内容は本年8月21日開催の第9回臨時理事会で各理事に説明の上、議決を経たものである。

#### **4.2 その後おおむね半年ごとに2回、勧告の内容に沿った具体的施策及びその達成状況を報告すること。**

本報告書は、理事、監事の新体制が成立して10日後に提出するものであり、内容は旧体制下での施策が内容の大半を占めている。今後、新体制の下でガバナンスの再構築のための改革を迅速かつ着実に進め、そのための措置を実施することは、法人としての全柔連とその新執行部に課された重大な責務である。一連の事態により、公益法人としての全柔連が、ひいては柔道が国民からの信頼を失った面が大きいことを直視する必要がある。このためには、全柔連の定款、関係規程類や仕組み、業務実施体制の改革とともに、関係役職員全員の意識改革を迅速かつ具体的に進めなければならない。それらの具体化と実施を急ぎ、その進捗状況を報告するため、今回は本報告提出の3か月後（平成25年11月末日）を目途に達成状況の報告を提出したい。

(以 上)